

2026（令和8）年度事業計画

公益財団法人東京弁護士会育英財団

1. 学資金の貸与及び給付

【2026年度貸与型奨学生について】

※2026年度中に新規採用、年度内に貸与を開始する奨学生

- ・新規採用数：5名以内
- ・奨学貸与金：合計4,200,000円以内

※2026年度中（2026年4月～2027年3月）に貸与する奨学貸与金

【2027年度貸与型奨学生について】

※2026年度中に新規採用、2027年度より貸与を開始する奨学生

- ・新規採用数：10名以内
- ・奨学貸与金：合計8,400,000円以内

※2027年度中（2027年4月～2028年3月）に貸与する奨学貸与金

【2026年度給付型奨学生について】※採用済み

- ・採用数：4名（2026年4月給付開始）
- ・奨学給付金：合計3,000,000円以内

※2026年度中（2026年4月～2027年3月）に給付する奨学給付金

【2027年度給付型奨学生について】※2026年度中に新規採用

- ・新規採用数：5名以内（2027年4月給付開始）
- ・奨学給付金：合計4,200,000円以内

※2027年度中（2027年4月～2028年3月）に給付する奨学給付金

2. 奨学金の貸与及び給付を受ける学生の指導

本育英財団の事業の趣旨目的から鑑み、奨学生全員に報告書の提出を求め、奨学生にふさわしいか否かの確認を行う。

3. その他目的を達成するために必要な事業

（1）税額控除対象法人の証明を受けたことを広報することで広く寄付金を募集し、奨学生の採用の拡大に努める。

（2）奨学貸与金の返還が滞っている者に対し、返還を促し、返還が困難な者に対しては、猶予申請の制度を案内する。